

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号				
手続名	措置命令等	根拠条項	第30条				
処 分 基 準	<p>県指定特別保護地区内について、鳥獣の保護のため必要があると認められるときは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第29条第7項で明記している行為の実施方法について指示することができる。 2 法第29条第7項又は第10項の規定に違反している者に対して、その行為の中止、原状回復若しくはこれに代わる必要な措置を執ることを命じることができる 						
対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次	58